

## 会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 令和3年度第2回会議
開催日時	令和3年11月30日（木）午前10時から11時半
開催場所	田無第二庁舎3階会議室 ※オンライン会議
出席者	委員：鈴木委員、石井委員、漆原委員、行田委員、都築委員、長崎委員、廣瀬委員、多々良委員 事務局：和田課長、神保係長、森主主査、亀田主事、只木主事、沼上文化財保護専門員
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 協議事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 西東京市文化財保存・活用計画の取組状況について</li> <li>(2) 「登録文化財制度」について</li> </ol> </li> <li>3 報告事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 下野谷遺跡の保存・活用について</li> <li>(2) 下野谷遺跡整備について</li> <li>(3) 文化財事業実施報告（埋蔵文化財、その他の文化財事業等）</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>
会議資料の名称	資料1 西東京市文化財保存・活用計画取組状況（R2実績R3予定） 資料2 令和3年度国史跡下野谷遺跡整備工事概要について 資料3 埋蔵文化財調査一覧・地点 資料4 下野谷遺跡第35次の発掘調査について（報告） 資料5 文化財事業等一覧
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<b>1 協議事項</b> <b>(1) 西東京市文化財保存活用計画の取り組みの状況について</b> ○鈴木会長：事務局から説明をお願いします。 ○事務局：（資料1に沿って説明する。） ○鈴木会長：何か質問、意見はあるか。自己評価について質問。 ○事務局：今回は前年度の意見に対して評価をしたもの。点数は4点満点。 ○鈴木会長：何か質問、意見はあるか。 ○事務局：今回、皆さんの意見を集約したもので、文言等を見てほしい。早めに意見	

をもらえれば反映させたい。

- 石井委員：書いてある事項に矛盾が生じないように、整合性をとった方が良い。
- 事務局：事務局で矛盾のない形にまとめ、各課に共有していく。
- 鈴木会長：何か質問、意見はあるか。
- 都築委員：調査員制度について、今後どのような形で制度を導入するかという計画について、事務局で考えはあるのか。
- 事務局：調査員制度は一定の成果が得られた。今後も市民が積極的に参加できるような基盤は作りたい。一方、来年度の具体的な案は出ていないため、事務局で考えていく。

## (2) 登録文化財制度について

- 鈴木会長：事務局から説明をお願いします。
- 事務局：(前回の資料、資料10に沿って説明する。)
- 鈴木会長：登録を経て指定とするのか、登録と指定は切り離して考えた方が良いのか。また登録手続きに際して同意を要するのか。意見はあるか。
- 都築委員：予算的な措置も絡めた形で登録制度を考えていった方がよいのではないか。
- 鈴木会長：予算等については後で議論すると思う。
- 都築委員：文化財になる上では公開義務が出てくる。リスト化するにあたっての承諾が必要か必要でないか、どの程度のものを登録文化財として認めていくかについて、審議会で議論する必要があると考える。具体的にどのように登録制度を捉えるかということで審議を進めてほしい。
- 漆原委員：港区の場合には、指定を指定候補に挙げた段階で、所有者に打診をすることになっている。指定になったことで、参詣者が増え、苦情が出ていることから、指定を辞退する例もある。登録でも候補に挙げた段階で、登録するかしないかを、所有者への許可、承諾とともに考慮した方が良さだろう。
- 長崎委員：所有権の制限とか財政支援の件を議論せず、登録文化財として文化財の切り分けはできないのではないか。
- 鈴木会長：予算がないと動かない等もあるだろうが、事務局はどのように考えているか。
- 事務局：所有者の制限と財政支援については密接不可分と考えている。過去の審議会の意見としては、補助金としては考えないという形でまとまっている。大枠から決めた方がよいと判断し、このようなスケジュールを組んだ。
- 鈴木会長：含みとしては、補助金は考えていないということか。
- 事務局：厳しい財政状況もあり、出すことは難しいと考えている。
- 鈴木会長：指定に近いような形はもともと難しいのではないか。登録文化財制度のもう一つの意義としての、リスト化して市にある文化財を把握するという形になるのではないか。登録は指定と切り離して、大きな枠組みとして考えていった方がよいのではないかと考えるがどうか。
- 都築委員：今までの審議会の内容としては、登録文化財制度については、リスト化するという目的で行う。公開については、特にお願いしないと同時に奨励金は払わない。ただし、文化財として登録する価値があるということについては、この審議会でも議論していくことは間違いない。
- 鈴木会長：いきなり指定ということがありうるが、その点はどうか。
- 廣瀬委員：市で特に指定していないものが、いきなり都や国から指定されることもあるため、まずはリスト化する必要がある。そのうえで、指定すべきものを考えていくという方向が市としては理想ではないか。
- 石井委員：登録のリストというのは非公開として作るのか、公開していくことが前提とな

- るのか、どちらか。登録しておいて将来の指定に備えたリスト化なのか、リストそのものができるだけ公開され共有していくものなのか。
- 鈴木会長：国の登録制度は、リスト化されたものが公開されている。自治体レベルでは、個人情報が含まれるため、議論が必要である。市としての意見はどうか。
- 事務局：所有者の同意がいているとしている自治体が大半であることを踏まえると、西東京市でも所有者の同意を得て、どこまでの範囲を公開するかを検討する必要がある。
- 石井委員：リスト化が制度のための準備段階となり、その中から公開していくような流れということか。
- 事務局：そのように考えている。
- 石井委員：登録文化財制度としては、公開されたものがその対象となるということか。
- 鈴木会長：公開のものだけというのはいかがなものか。
- 事務局：登録文化財として登録する段階において、どの程度公表が可能かを、同意を得る段階で確認するのが、実務的には必要であると考えている。
- 石井委員：登録文化財制度は、リスト化するということが制度であるという認識で了解した。そこから次のステップを検討するという流れになるということか。登録の中に公開と非公開の両方を含め、リスト化していくということか。
- 事務局：文化財のリスト化は価値が認められたものを機械的に行っていく。登録されたものに対する公開の内容は、文化財と所有者の考え方によって変わってくるという形になる。
- 石井委員：市民から登録文化財制度はどのように見えるのかが、一つの問題である。
- 事務局：市民にとって自分の文化財が登録されて嬉しいという方と負担であるという方がいる。登録文化財制度によって市が目指しているのは、その文化財の価値を知ってもらい、市民に誇りを持ってもらうことが一番大切である。そのため、目に見える登録文化財制度にするためには、リスト化することと価値づけをしていく2段階の登録制度が良いと考える。その制度内容については今後また検討していただきたい。
- 廣瀬委員：登録文化財候補リストは機械的に挙げ、公開しないようにする。その中で、決めたものを所有者の同意を得て初めて登録文化財にして、公開すると問題ないと考えている。
- 鈴木会長：妥当だと考える。登録文化財には、有形文化財の他に無形文化財もある。ぜひこちらも取り上げたいと思うが、いかがか。
- 都築委員：廣瀬先生の意見に同意する。無形文化財については緊急性を要する事案のため、今後審議会で検討していくべきだと考える。
- 鈴木会長：無形文化財も含めて、登録文化財制度を取り入れていくという考えでいいか。
- 廣瀬委員：候補に入れることに賛成する。
- 鈴木会長：映像化や記録についてもリスト化と同様に考えていけたらと思う。予算の問題もあるので、市の努力に期待したい。
- 行田委員：映像や記録に関しては、アーカイブする場所が関わってくる。包括的に市で行う準備が必要になる。
- 鈴木会長：そのような組織と体制が望ましい。今後登録文化財制度を作っていく中で、市として対応できるか。
- 事務局：現状の体制では難しいが、記録していかなければならないという認識はある。国のシステムを参考にし、登録文化財につながる形で考えていく。
- 鈴木会長：今までの議論を踏まえ、登録文化財は市指定文化財とは別枠として進めていくということになった。登録文化財で全体を包み込むのは難しい。所有者の同意

に関係なく、リスト化という形での登録文化財制度となると考えるがどうか。

- 事務局：（前回の資料10のタイプについて説明）  
タイプ2の形だと認識している。
- 長崎委員：指定文化財にしたときに、財政的な補助や所有者への制限が関わってくるが、登録文化財の中か外かということに関係してくる。市はどのように考えているか。
- 事務局：指定文化財では補助や税の優遇があるが、公開が原則となっている。そのため、先から議論していた登録の条件とは違っている。
- 鈴木会長：所有者とどういう形をとるかについては議論が残る。今回はここまでとしたい。
- 事務局：確認として、必ずしも登録の中から指定を選ばなくても良いという認識で良いか。
- 都築委員：現状指定については縛りも多いことから、指定は受け入れ難い、登録ならば受ける、という方もいる。リストであり奨励金も出ないが、文化財という意識付けとして登録の意義はある。指定と登録については、原則は登録があり、そこから指定になっていくが、場合によっては例外もあるというくらいの決め方で良いのではないか。
- 廣瀬委員：賛成する。国や都が指定としてきたときに、市が把握していない状態というのはよくない。リスト化している必要がある。
- 事務局：「1. 検討の視点」1点目の、制度の目的については、指定文化財の方が登録文化財より文化財的価値がある。2点目、対象とする文化財の範囲としては、無形文化財も対象とする。3点目、指定までの流れとしては、登録せずに指定もありうる、また、有形文化財については所有者の同意は必要である。4点目、各種文化財との関係においてはタイプ2である。  
以上のまとめで良いか。  
（一同、同意）
- 行田委員：登録の前段階の非公開のリスト作りはすぐに行うべきである。
- 事務局：非公開のリストについては是非先生方にご教示いただきたい。
- 鈴木会長：登録文化財制度については、今回はここまでとする。

### 3 報告事項

#### （1）下野谷遺跡の保存・活用について

- 鈴木会長：下野谷遺跡の保存活用について、説明をお願いします。
- 事務局：遺跡活用について3点お話しする。  
1点目、現在国の文化財審議会にて下野谷遺跡追加指定の審議が行われている。今後、12月中には答申が出る予定であり、3件分史跡の範囲が広がる予定である。2点目、整備については別途お伝えする。3点目、発掘調査について、夏に史跡の内容確認として発掘調査を行った。新型コロナウイルスの影響により、見学会は実施しなかったが、発掘の成果は非常に多くあった。追加として、今年度縄文の森の秋まつりについては、オンラインでの実施となった。保存活用については、着々と進んでいると認識している。

#### （2）下野谷遺跡整備について

- 事務局：次に、下野谷遺跡整備について報告する。  
（資料2に沿って説明）
- 長崎委員：1A期工事に関して、土坑や土器溜まり部分を1年延ばすという形ということ

か。今年度中には出来上がると聞いていたが、想定以上の遺物量だったとか、復元模型の制作に時間がかかるということが要因か。

- 事務局：翌年に延伸するのは土器溜まりだけである。土坑墓と遺跡模型については今年中に制作する予定である。土器溜まりに関しては、発掘した結果が想定を超えていたため、設計を変更しなければならないなどの理由があり、翌年度に延伸する予定である。

### **(3) 文化財事業実施報告（埋蔵文化財、その他の文化財事業等）**

- 事務局：次に、文化財事業実施報告について説明する。  
(資料3・4・5に沿って説明)
- 行田委員：歴史の宝物探しの期間がだいぶ長く、参加数は36名とあるが、具体的にどのような形で実施されたのか、もう少し説明してほしい。
- 事務局：郷土資料室の中にいろいろなクイズを仕掛けており、参加者はクイズを探しながら解いてワードを集め、繋げて一つの言葉にして、それを伝えるとプレゼントがもらえるという宝探しのゲームになっている。夏休みの期間中ずっと行っている中で36名は若干少ないが、コロナの関係で利用者数が非常に減っていたため、例年のような伸びがなかったとご理解いただければと思う。
- 都築委員：天神社の鰻絵について、公開の予定はあるか。
- 事務局：氏子とも相談しているが、コロナ禍では難しい状態である。保存含め検討している。

## **2 その他**

- 事務局：次回の会議は令和4年2月頃を予定している。

## **3 閉会**

- 鈴木会長：以上をもって、令和3年度第2回会議を閉会する。